

行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

内閣総理大臣
高市 早苗

令和7年10月14日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：・デジタル庁の公務員内における業務の目標設定や人事評価に関する評価表テンプレートおよび評価表の記入要領。・目標設定や人事評価に関する評価者と被評価者の体系や評価手順を示した実施要項。（上司による部下への評価以外に、部下からの上司評価や同僚の評価をする記入欄や体系の有無を把握したい））（同年10月16日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

デジタル庁人事評価実施規程
デジタル庁人事評価実施細則

2 不開示とした部分とその理由

なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。